

新算定方式・新算定表の仕組み、使い方及び注意事項に関する

Q&A

養育費・婚姻費用の新算定方式・新算定表の仕組み、使い方、注意事項及び現算定方式・現算定表との異同について、わかりやすく説明します。

第1 新算定方式・新算定表の仕組みと使い方

Q1 新算定方式・新算定表は、どのように作成されたのですか。

A1 日本弁護士連合会の2012年3月15日付け「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書において、現算定方式・現算定表には、基礎収入の算定方法、生活費指数の年齢区分・算定方法など様々な問題があることが明らかにされ、新たな算定方式の研究・公表が呼びかけられました。

その後、日本弁護士連合会内において、現算定方式・現算定表の問題を修正する研究が始まり、全国の弁護士会や研究者・行政機関などに意見を求めるなどして研究を深め、今回の新算定方式・新算定表の提言である「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」に至りました。

Q2 新算定方式・新算定表の仕組みは、現算定方式・現算定表とどのように違いますか。

A2 基礎収入の算定方法と生活費指数の年齢区分・算定方法が違います。以下、順に説明します。

(1) 基礎収入の範囲について

基礎収入算定の際、総収入から公租公課と職業費を控除することは、新算定方式・新算定表も現算定方式・現算定表も異なりません。これに対し、特別経費（住居費、保険掛金及び保険医療費）は、現算定方式・現算定表においては控除されますが、新算定方式・新算定表においては控除されません。

現算定方式・現算定表における基礎収入は、総収入の4割程度ですが、新算定方式・新算定表における基礎収入は、総収入の6割から7割程度です。

住居費や保険掛金、保健医療費について、新算定方式・新算定表は、現算定方式・現算定表のように特別経費として控除するという形であらかじめ収入に応じた金額を配分するのではなく、可処分所得である基礎収入に含める形で配分しています。

(2) 公租公課について

現算定方式・現算定表は、税法等により理論的に計算しました。

新算定表は、税法等における最新の料率を用いて理論的な計算を更新しました。

新算定方式（新算定表を用いずに個別に計算する方式）を用いる場合は、源泉徴収票等で確認できる実額で認定することが適切です。

（３）職業費について

現算定方式・現算定表は、一部の費目を除き、働く人のための支出でないものも含めていました。

これに対し、新算定方式・新算定表は、全ての費目について、働いている人のための支出のみを職業費としました。また、最新の統計資料（総務省家計調査年報）を用いました。

（４）生活費指数の年齢区分について

現算定方式・現算定表は、子どもの生活費指数を、１４歳以下と１５歳以上の２区分としました。

これに対し、新算定表は、０～５歳（未就学児）と６～１４歳（小中学生）、１５歳～１９歳（高校生等）とし、３区分としました。

新算定方式（新算定表を用いずに個別に計算する方式）においては、６歳～１４歳を、１１歳以下（小学生）と１２歳以上（中学生）に区分し、４区分として計算することも可能ですので、より実態に即して計算できます。

（５）生活費指数の算定方法について

現算定方式・現算定表も新算定方式・新算定表も、生活費指数の算定に生活保護基準と学校教育費を用いている点は同じです。

現算定方式・現算定表は、生活保護基準のうち光熱費や家具什器購入費等について、子どもへの配分を相当低額にしていたましたが、新算定方式・新算定表は、親も子どもも同じ配分としています。

新算定方式・新算定表における基礎収入には住宅費が含まれていますので、生活費指数の算定に当たって、生活保護基準のうちの住宅扶助も考慮しました。

なお、生活保護基準と学校教育費に関する資料は、最新のものをを用いました。

Q 3 現算定方式・現算定表は、住居費、保険掛金及び保健医療費について、特別経費として総収入から控除していましたが、新算定方式・新算定表が特別経費として控除しないのはなぜですか。

A 3 住居費、保険掛金及び保険医療費については可処分所得として取り扱う

からです。このように取り扱うことで、住居費等に格差を生じさせていた現算定方式・現算定表の重大な問題を解消することができます。

なお、住居費及び保健医療費については、特別事情として考慮されることがあります（Q 2 4， 2 5 参照）。

Q 4 新算定表による算定額が現算定表よりも高額なのはなぜですか。

A 4 Q 3 でも説明しましたが、新算定表は、住居費、保険掛金及び保健医療費について、現算定表のように特別経費として基礎収入から控除する形であらかじめ配分するのではなく、これらも生活費として基礎収入に含める形で配分しています。これが主な理由です。

現算定方式・現算定表は、住居費や保険掛金、保健医療費について、収入の格差をそのまま反映させて格差を生じさせていましたので、高額所得者には、住居費や保険掛金、保健医療費が過大にあらかじめ配分され、低額所得者には、住居費や保険掛金、保健医療費が過小にあらかじめ配分されていました。この点を是正したのです。

Q 5 新算定表はどのように使うのですか。

A 5 新算定表は、合計 3 9 表あります。養育費については、子どもの人数（1～3 人）と年齢（0～5 歳， 6 歳～1 4 歳， 1 5 歳～1 9 歳）に応じ、算定表 1～1 9 を用いてください。婚姻費用については、子どもの有無・人数（1～3 人）と年齢（0～5 歳， 6 歳～1 4 歳， 1 5 歳～1 9 歳）に応じ、算定表 2 0～3 9 を用いてください。

新算定表は、現算定表同様、縦軸が義務者の収入で、横軸が権利者の収入です。給与収入は 2 5 万円刻みです。

権利者と義務者の収入が交差するマス内の数字（万円）が、新算定表における養育費または婚姻費用の金額です。

新算定表の具体的な使い方については、新算定表の 1 枚目に「新算定表早わかりガイド」がありますので、併せて参照してください。

Q 6 新算定表の枠外の数字は何を表していますか。

A 6 枠外の数字（万円）は、現算定方式・現算定表と全く同じ計算方法・生活費指数で、公租公課、職業費及び特別経費について最新の税率・資料等を用いて更新した場合の金額を示しています。現算定表の税率・資料等が更新されるだけでも、多くの場合、現算定表よりも高額です。

枠外の数字を参照するには、まず、権利者と義務者の収入が交差するマスの色を確認してください。次に、このマスと同じ色を右上にたどって枠外に記載

された数字（万円）が、更新された現算定表における養育費または婚姻費用の金額です。

新算定表の具体的な使い方については、新算定表の1枚目に「新算定表早わかりガイド」がありますので、併せて参照してください。

第2 収入に関する注意事項

Q7 給与所得者の収入はどのように確認しますか。

A7 現算定方式・現算定表と同様の方法で確認します。

源泉徴収票又は確定申告書等を見て給与収入（額面）を確認しますが、非課税となる通勤手当については給与支給明細書で確認します（家月62-11-42～43参照）。

Q8 自営業者の収入はどのように確認しますか。

A8 現算定方式・現算定表と同様の方法で確認します。

確定申告書を見て、「課税される所得金額」に、「社会保険料」以外の各所得控除や青色申告特別控除などを加算して総収入を算定します（判タ1209-5～6，家月62-11-39～42参照）。

Q9 給与収入と事業収入がある場合の総収入はどのように考えますか。

A9 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

新算定表の縦軸又は横軸を見て、例えば、事業収入について、その金額と同じ目盛にある給与収入の金額に換算し、現実の給与収入に加算する方法が考えられます（判タ1209-6，家月62-11-59～61参照）。

Q10 年金受給者の基礎収入はどのように算定しますか。

A10 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

年金収入を得るための職業費が不要ですので（判タ1179-39～40参照），新算定表においては、社会保険料の実額を控除して事業収入として換算します。新算定方式においては、公租公課の実額だけを控除して基礎収入を算定する方法が考えられます（家月62-11-58～59参照）。

Q11 収入がない場合の基礎収入はどのように算定しますか。

A11 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

働く能力も機会もあるなど、無収入であることに合理的な理由がない場合は、

賃金センサスなどによって収入を擬制することが考えられます（家月62-11-48～55参照）。

Q12 権利者又は義務者が高額所得者である場合の養育費・婚姻費用はどのように算定しますか。

A12 現算定表同様、給与収入が2000万円を超える義務者のような高額所得者については、新算定表を利用することはできません。

現算定方式においては、貯蓄率を控除したり同居中の生活実態などを考慮したりしていました（判タ1208-28，1209-8～9，家月62-11-77～86参照）。

新算定方式はこれらの考え方を直ちに否定するものではありませんが、生活保持義務の理念の下、再検討する必要があるように思われます。

Q13 収入が不明である場合の基礎収入はどのように算定しますか。

A13 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

例えば、生活実態から推定することが考えられます（家月62-11-43～48参照）。

第3 修正や応用についての注意事項

Q14 養育する子どもが4人以上の場合の養育費・婚姻費用はどのように算定しますか。

A14 現算定表同様、子どもが4人以上の場合、新算定表は利用できません。

子どもが4人の場合についても、別表9に生活費指数を記載していますので、これを利用して新算定方式によって養育費・婚姻費用を算定することができます（判タ1179-38，1209-6～7参照）。

子どもが5人以上の場合に新算定方式を利用して養育費・婚姻費用を正確に算定するには、生活保護基準（生活扶助居宅第1類，生活扶助居宅第2類，期末一時扶助及び住宅扶助）と学校教育費（別表10）を用いて、権利者と各子どもの生活費指数を算定する必要があります。もともと、世帯人数の生活費指数への影響は世帯人数が多くなるほど小さくなりますので、便宜的に、別表9における子どもが4人の場合の生活費指数を利用することも考えられます。

Q15 権利者と義務者がそれぞれ子どもを養育している場合の養育費・婚姻費用はどのように算定しますか。

A 1 5 養育費については、一旦、すべての子どもを対象とし、新算定表を利用して算定した後、これを生活費指数（別表9，各算定表注4参照）で按分することによって、権利者が養育する子ども分の養育費を算定することが考えられます（判タ1179-38～39，1209-7参照）。

婚姻費用については、新算定方式を利用して、義務者の生活費指数の代わりに義務者世帯の生活費指数を用いて算定することが考えられます（判タ1209-7参照）。ただし、義務者の生活費指数は、権利者同様、世帯人数によって異なりますので、注意してください。例えば、子ども1人と同居する義務者の生活費指数は、100ではなく、同居する子どもが1人の場合の権利者の生活費指数と同じ69（別表9）です。

Q 1 6 家庭内別居の場合の婚姻費用はどのように算定しますか。

A 1 6 住居費のように義務者が権利者のためにも現実に負担しているものがあれば、その一部について、新算定方式における算定額から控除して算定することが考えられます（判タ1208-32参照）。ただし、義務者の生活費指数も、権利者の生活費指数と同様、世帯人数に応じたものを用いる必要があります。

Q 1 7 子どもが両親の間を行ったり来たりしている場合の婚姻費用はどのように算定しますか。

A 1 7 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

実態に則して割合的に夫婦の分担額を定める考え方があります（判タ1208-26参照）。

Q 1 8 権利者又は義務者が外国に居住している場合、養育費・婚姻費用はどのように算定しますか。

A 1 8 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

物価水準を参照するなどして実態に則した算定をすることが考えられます（判タ1208-29～30参照）。

Q 1 9 養育する子どもが私学や大学に通う場合、養育費・婚姻費用は増額されますか。

A 1 9 考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

生活費指数において、公立学校の学校教育費は考慮されていますが、私立学校や大学等の学校教育費については考慮されていないので、個別具体的事情

を踏まえ、これらの学校教育費も義務者が分担すべき場合は、新算定方式・新算定表によって求められた養育費・婚姻費用の金額に、義務者が分担すべき学校教育費を加算します（判タ1179-40, 1208-30, 1209-10~11, 家月62-11-73~76参照）。

なお、子どもの生活費指数のうち、学校教育費が占める指数は、別表9の注4に記載しています。

Q20 成年に達した子どもについての養育費・婚姻費用は請求できますか。

A20 心身に障害がある場合や就学中で働けない子どもについては、成年に達していても、未成熟子ですので、養育費・婚姻費用を請求することができます（判タ1208-26参照）。

Q21 義務者が再婚した場合の養育費はどのように算定しますか。

A21 義務者が再婚すると、義務者は、再婚相手に対しても扶養義務を負うことがありますし、再婚相手との間に子どもが生まれた場合には、その子についても扶養義務を負います。

再婚相手との子どもだけでなく再婚相手についても義務者が扶養義務を負う場合、義務者が権利者との間の子とも同居したと仮定し、権利者との間の子に配分される金額を算出するという考え方（判タ1179-39, 1209-7~8参照）がありますが、この場合の義務者及び再婚相手の生活費指数は、権利者同様、世帯人数によって異なりますので、注意してください。例えば、再婚相手及び子ども1人と同居する義務者の生活費指数は、100ではなく、同居する子どもが2人（再婚相手を子どもと同様に扱います。）の場合の権利者の生活費指数と同じ57（別表9）です。

義務者が再婚相手に対して扶養義務を負わない場合（再婚相手に収入がある場合）、再婚相手を考慮しないで養育費を算定するという考え方（判タ1179-39, 1209-7参照）がありますが、この場合の義務者の生活費指数について再婚相手を考慮しないのか（再婚相手を義務者の世帯人数にも含めないのか）は検討する必要があると思われます。

Q22 義務者が不貞相手との間で出生した子どもを認知した場合、婚姻費用はどのように算定しますか。

A22 基本的な考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

義務者は認知した子どもに対しても扶養義務を負いますので、義務者の基礎収入については、認知した子どもも考慮して権利者世帯に対する分担額を按分しますが、権利者の基礎収入については、認知した子どもを考慮しないで権利

者世帯に対する分配額を按分し、これらの合計額から権利者の基礎収入を控除した金額が婚姻費用です（判タ1208-26～28参照）。

Q23 現算定方式・現算定表において特別経費として総収入から控除していた住居費、保険掛金及び保健医療費について、新算定方式・新算定表において特別事情として考慮するのはどのような場合ですか。

A23 いずれについても、原則として考慮しません。

住居費のうち住宅ローンを考慮すべき場合については、Q24を参照して下さい。

保健医療費を考慮すべき場合については、Q25を参照して下さい。

Q24 義務者が住宅ローンを負担している場合、養育費・婚姻費用は減額されますか。

A24 基本的な考え方は、現算定方式・現算定表と同様です。

(1) 現算定方式・現算定表においては、あらかじめ住居費が特別経費として控除されていますので、住宅ローンを負担しているというだけでは、算定額を修正する必要はありませんでした（判タ1208-30参照）。

これに対し、新算定方式・新算定表においては、基礎収入に含めて配分された住居費をどの程度住居費として支出するかは当事者の自由ですので、同様に、住宅ローンがあるというだけでは、算定額を修正する必要はありません。

(2) 現算定方式・現算定表においては、権利者が義務者名義の住宅に居住し、義務者が住宅ローンを負担する場合、毎月の返済額をそのまま婚姻費用分担額から控除することについては慎重に考えられていましたが、これは、返済が資産形成の面を有することに加え、（もともと婚姻費用が低額に算定されていたために）現実に支払われる婚姻費用がわずかになる懸念があったからです（判タ1179-40～41、判タ1209-9参照）。

婚姻費用分担額をより適切に算定する新算定方式・新算定表においては、このような懸念は後退しますが、住宅ローンについては、返済額が同等の住居を賃借した場合の賃料よりも低額な場合もあれば、ローン残額が住宅の評価額を上回る（オーバーローンである）場合もあるなど、事情は様々ですので、個別具体的な事情に照らして控除額を算定することになります（判タ1208-30～31、1209-9～10、家月62-11-61～73参照）。

(3) 義務者の負担する住宅ローン残額が物件の評価額を超過していて財産分与がされないなど、婚姻後の経過や別居・離婚の経緯に照らし、義務者の負担する住宅ローンが過大である場合には、新算定方式・新算定表をそのまま用いたのでは養育費・婚姻費用の支払が義務者に酷な負担となることがあります（判

タ1209-9参照)。

頭金の多寡や金利の高低, 物件の評価の変動, 財産分与の内容など事情は様々ですので, 算定額を修正する必要があるか否か, どの程度修正すべきかなどは, 経過・経緯や想定される賃料との比較など, 個別の事情に基づいて検討せざるを得ませんが, 住宅ローンが過大な負担かどうかの目安としては, 生活費指数のうち住居費が占める指数(別表9の注3)が参考になります。

Q25 養育する子どもの医療費が高額な場合, 養育費・婚姻費用は増額されますか。

A25 考え方は, 現算定方式・現算定表と同様です。

標準的な医療費の金額(別表8参照)を参照し, 義務者が負担すべきであれば, 超過額を基礎収入で按分して加算する方法が考えられます(判タ1179-40, 家月62-11-77参照)。

Q26 義務者に負債がある場合, 養育費・婚姻費用は減額されますか。

A26 考え方は, 現算定方式・現算定表と同様です。

返済が養育費・婚姻費用に優先されるべきものでない限り, 考慮されませんが, 婚姻生活維持のためにした借入の返済については, その一部を基礎収入で按分して減額すべき場合があると考えられます(判タ1179-40, 1208-28参照)。

なお, 義務者が住宅ローンを負担している場合については, Q24を参照してください。

Q27 義務者が生活保護を受給している場合, 養育費・婚姻費用を請求することはできますか。

A27 現算定方式・現算定表は, 義務者が生活保護を受給していても, 義務者に養育費や婚姻費用を負担させますが, 憲法25条1項との関係で問題があります。

新算定方式・新算定表は, 義務者の同意がない限り, 生活保護を受給している義務者に養育費や婚姻費用を負担させるべきではない, すなわち最低生活費を確保すべきであると考えています。

同様に, 義務者の同意がない限り, 養育費・婚姻費用の負担によって義務者の現実の生活費が最低生活費を下回るような結果も許されないと考えています。